

山梨県公報

第四百五十八号

令和六年

三月二十五日

月 曜 日

目次

公 告

○随意契約の相手方の決定について(二件)……………一〇七
○県営土地改良事業の計画変更に伴う公告……………一〇七

公 告

● 随意契約の相手方の決定について

次のとおり随意契約の相手方を決定した。なお、この公告は、二十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。

令和六年三月二十五日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 随意契約に係る物品等

- (一) 名称 山梨県本庁舎で使用する電気
(二) 数量 一式

二 契約に関する事務を担当する所属

- (一) 名称 山梨県総務部資産活用課
(二) 所在地 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号

三 随意契約の相手方を決定した日 令和六年一月十五日

四 随意契約の相手方

- (一) 名称 東京電力エナジーパートナー株式会社
(二) 住所 東京都中央区銀座八丁目十三番一号

五 契約金額 一億四千二百二十五万九百九円

六 契約の相手方を決定した手続 随意契約

七 随意契約によることとした理由 競争入札に付し入札者がなかったため(地方自治

法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七條の二第一項第八号該当。

● 随意契約の相手方の決定について

次のとおり随意契約の相手方を決定した。なお、この公告は、二十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。

令和六年三月二十五日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 随意契約に係る物品等

- (一) 名称 山梨県北巨摩合同庁舎ほか七十一施設で使用する電気
(二) 数量 一式

二 契約に関する事務を担当する所属

- (一) 名称 山梨県総務部資産活用課
(二) 所在地 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号

三 随意契約の相手方を決定した日 令和六年二月十三日

四 随意契約の相手方

- (一) 名称 東京電力エナジーパートナー株式会社
(二) 住所 東京都中央区銀座八丁目十三番一号

五 契約金額 四億九千四百四十五万四千五百四十五円

六 契約の相手方を決定した手続 随意契約

七 随意契約によることとした理由 競争入札に付し入札者がなかったため(地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七條の二第一項第八号該当)。

● 県営土地改良事業の計画変更に伴う公告

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七條の三第六項において読み替えて準用する同法第八十七條の二第八項の規定により、同法第八十七條の三第四項の協議を行うに当たり、県営土地改良事業(身延南部地区中山間地域総合整備事業)の変更後の土地改良事業計画の概要を縦覧に供する。

令和六年三月二十五日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 縦覧書類

変更後の県営土地改良事業計画書の写し

二 縦覧期間

令和六年三月二十五日から令和六年四月二十二日まで

三 縦覧場所

身延町役場

四 意見書の提出方法

この事業計画の概要について意見がある者は、縦覧期間の最終日までに、山梨県峡南農務事務所長あて書面で提出してください。